

商工会ニュースやはば 臨時号No.7

【コロナ支援策】 地域企業経営支援金

岩手県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受けている中小企業者の事業継続を支援するための支援金の申請受付を商工会が窓口となり開始しました。

令和2年11月から令和3年3月の対象期間のうち、どこか一月の売上が前年同月比50%以上減少、または連続する3か月の売上が前年同期比30%以上減少している対象業種の事業者の方が対象となる支援金です。（※申請できるのは1事業者につき1回のみです。）

【支給対象者】

申請できるのは、次の(1)～(2)に全て該当する方とします。

(1) 中小企業者（個人事業主や同規模の法人・組合を含む）であること

(2) 商工団体が管轄する区域（矢巾町内）に店舗（事業所）を有すること

※複数の市町村にまたがって店舗が存在している場合は、主たる店舗が所在する区域を管轄する商工団体に一括で申請してください。

※本社の所在地が岩手県外であっても、店舗（事業所）が岩手県内であれば申請できます。

(3) 飲食業・小売業・サービス業を営む店舗（事業所）を有すること

※対象業種に該当する業種を営む店舗・事業所を対象とします。

※主たる業種以外でも、対象業種一覧に該当する業種を営む店舗・事務所を有する場合であって、事業の実態（取引実績等）が確認できれば、対象となる場合があります。

【支給対象者】

申請できるのは、次の(1)～(2)に全て該当する方とします。

(1) 中小企業者（個人事業主や同規模の法人・組合を含む）であること

(2) 商工団体が管轄する区域（矢巾町内）に店舗（事業所）を有すること

※複数の市町村にまたがって店舗が存在している場合は、主たる店舗が所在する区域を管轄する商工団体に一括で申請してください。

※本社の所在地が岩手県外であっても、店舗（事業所）が岩手県内であれば申請できます。

(3) 飲食業・小売業・サービス業を営む店舗（事業所）を有すること

※対象業種一覧（裏面掲載）に該当する業種を営む店舗・事業所を対象とします。

※主たる業種以外でも、対象業種一覧に該当する業種を営む店舗・事務所を有する場合であって、事業の実態（取引実績等）が確認できれば、対象となる場合があります。

【申請期限】

申請期限：令和3年6月30日（水）※消印有効

【その他】

対象業種及び申請書類（様式）については、

矢巾町商工会 HP (<http://www.shokokai.com/yahaba/>) をご確認ください。

その他、詳細等につきましては矢巾町商工会 (TEL:019-697-5111) にお問い合わせください。

職員の軽装勤務について

商工会では、節電による地球温暖化防止等を目的として軽装勤務（ノーネクタイ及びノー上着）を下記期間において実施します。

実施期間中の軽装勤務への取り組みにご理解くださいますようお願いいたします。

○実施期間

令和3年6月1日～9月30日

（但し、5月1日～5月31日及び10月1日～10月31日は気候状況等に応じて軽装勤務を実施します。）